

第 6 4 号議案

上告の提起及び上告受理の申立てについて

下記のとおり最高裁判所へ上告の提起及び上告受理の申立てをすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 6 日提出

豊川市長 山 脇 実

記

1 被上告人兼相手方

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○

2 事件の概要

被上告人兼相手方が、その所有する土地の隣地と市道との境界について、市の職員から故意に虚偽の説明を受けるなどしたため損害を被ったとして、国家賠償法第 1 条第 1 項の規定に基づき市に対し損害賠償を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部に提起したが、平成 2 4 年 6 月 1 4 日に被上告人兼相手方の請求を棄却する判決が言い渡されたため、これを不服として名古屋高等裁判所に控訴していたものである。

3 控訴審の概要

(1) 事件番号及び事件名

名古屋高等裁判所平成 2 4 年（○）第○○○号 損害賠償請求控訴事件

(2) 控訴人

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○

(3) 被控訴人

豊川市

(4) 判決日

平成26年6月5日

(5) 判決の内容

ア 第1審判決中、控訴人〇〇〇〇〇に関する部分を次のとおり変更する。

(ア) 被控訴人は、控訴人〇〇〇〇〇に対し、110万円を支払え。

(イ) 控訴人〇〇〇〇〇のその余の請求を棄却する。

イ 控訴人〇〇〇〇の控訴を棄却する。

ウ 控訴人〇〇〇〇〇と被控訴人に関する訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その2を控訴人〇〇〇〇〇の負担とし、その余を被控訴人の負担とし、控訴人〇〇〇〇の控訴費用は控訴人〇〇〇〇の負担とする。

エ この判決の主文ア(ア)は、仮に執行することができる。

4 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

5 上告受理の申立ての趣旨

(1) 本件上告を受理する。

(2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 授權事項

市は、必要に応じて次の行為をすることができる。

(1) 和解

(2) 上告及び上告受理の申立ての取下げ

(3) その他必要な裁判上の行為